

『袋井市新型コロナウイルス感染症

拡大防止支援事業補助金』

補助金募集要領

事業期間	令和2年4月1日～令和2年12月28日
申請期間	令和2年10月1日～令和3年2月1日
問合せ先	◆主に店舗などお客様が利用するスペースで実施する（した）場合 袋井市産業政策課産業労政室 TEL：0538-44-3136 ◆主に事務所など従業員の方が利用するスペースに実施する（した）場合 袋井市健康づくり課健康企画室 TEL：0538-84-6127

袋井市新型コロナウイルス感染症拡大防止支援補助金の実施概要

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、「新しい生活様式」の実践例に対応し感染対策を講じて事業を継続する中小企業者等に対し、感染対策に要する経費の一部を支援します。

2 補助対象者

以下のすべての条件を満たしているもの

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人等で市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する者

業種		以下のいずれかを満たすこと	
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業	5千万円以下	100人以下
④	小売業	5千万円以下	50人以下

- (2) 市税を滞納していない者

- (3) 袋井市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者

3 補助対象となる経費

- (1) 補助対象となる経費

ア 不特定多数の方が利用するスペースに対して、安心して来店又は訪問できるように実施する感染拡大防止に資する物品の購入や設備の導入等に係る費用

イ 従業員等が業務を行い、通常、従業員以外の者が立ち入らないスペース（例：事務室、作業スペース、休憩場所など）で、事業所が、従業員への感染拡大防止のために実施する物品の購入や設備の導入等に係る費用

12月28日までに事業を実施したもので、令和3年2月1日までにその支払いが完了した下記経費が補助対象となります。

補助対象経費	備 考
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に効果のある工事・改修費 ・訪問先の工事費は対象外
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のために必要な物品（繰り返し使用ができるものに限る。）の購入に要する経費 ・その他市長が認めるもの。

(2) 補助対象外の経費

- ア マスクや消毒液など複数回の使用ができない消耗品
- イ 他の用途に広く利用できる汎用性のある物品や工事に対する経費
- ウ 消費税及び地方消費税
- エ 振込手数料や代引き手数料
- オ 特定の政治、選挙活動を目的とする事業に対する経費
- カ 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業に対する経費

(3) 留意事項

- ア 当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とすること
- イ 対象となる経費は、令和3年2月1日までに支払が完了するものに限ること
- ウ 支出したことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること
- エ 消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては税抜金額を用いること
- オ 補助金対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業でないこと

4 補助金の額

補助率	補助限度額
補助対象経費の2分の1以内	20万円

5 申請の手続き

(1) 申請期間

令和2年10月1日(木)～令和3年2月1日(月) (当日消印有効)

(2) 申請書類

申請書類	
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金交付申請確認表
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
3	申請内容内訳書 ・1店舗につき1枚作成ください。
4	申請者の業種、業態が分かる書類(写し) <input type="checkbox"/> (法人の場合) 登記簿謄本(登記事項証明書) <input type="checkbox"/> (個人の場合) 直近の確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書も添付) 又は開業届(所管税務署の受付印があるもの)
5	補助対象経費を支出したことが分かる書類(写し) 「補助対象経費の内容と」「支払いの完了日」等を確認するため、下記①～③の内容が分かる書類全てが必要となります。 ①支払金額と支払者名が確認できるもの(宛名が記載されている領収書など) ②支払金額の内訳が確認できるもの(契約書、レシートなど) ③支払日が確認できるもの <input type="checkbox"/> (現金払いの場合) : 領収書 <input type="checkbox"/> (口座振込の場合) : 振込明細書 <input type="checkbox"/> (クレジットカード払いの場合) : クレジット明細+引き落としが 完了したことがわかる通帳の写し
6	補助対象事業を実施したことが分かる書類 ①配置図(施工・設置した場所や実施した内容が分かること。手書きで可) ②写真 ・事業実施前と実施後の同じ場所から撮影した、施工・設置した場所や空間が判別できる遠景写真と近景写真 ※10月1日までに着手した場合は、実施前の写真がなくても可 ・施工・設置した機器等の型番が分かる写真、物品全体の写真 ※型番がないものは、物品全体の写真のみ
7	請求書(様式第3号) ※日付、請求金額は記入しないでください。
8	振込先口座のわかる通帳等の写し ※振込先口座は申請者ご本人または申請法人の口座に限ります。
9	その他、袋井市より提出を求められた書類

(3) 申請様式の入手方法

袋井市産業政策課産業労政室、健康づくり課健康企画室の窓口で入手又は、袋井市公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/soshiki/14/03/teate/1599116658360.html>

(袋井市公式ホームページ)



(4) 申請方法

下記へ申請書類を簡易書留・レターパックなど郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

※事業の施工・設置エリアによって申請書の提出先が異なりますので、ご注意ください。

①主に店舗などお客様が利用するスペースで実施する（した）事業の場合	
(宛先)	〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所 産業政策課産業労政室 「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金」受付
②主に事務所など従業員の方が利用するスペースに実施する（した）事業の場合	
(宛先)	〒437-0061 袋井市久能2515番地の1 袋井市役所 健康づくり課健康企画室 「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金」受付

6 その他

- (1) 補助対象事業の状況確認のため、抜き打ちで実施検査に入ることがあります。
- (2) 交付決定者は、袋井市公式ホームページにて、対象施設名（屋号等）を掲載いたします。

7 問合せ先

①主に店舗などお客様が利用するスペースで実施する（した）場合

袋井市産業政策課産業労政室

(電話) 0538-44-3136

(ファクス) 0538-44-3179

(時間) 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

(メール) sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

②主に事務所など従業員の方が利用するスペースに実施する（した）場合

袋井市健康づくり課健康企画室

(電話) 0538-84-6127

(ファクス) 0538-42-7276

(時間) 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

(メール) kenkoudokuri@city.fukuroi.shizuoka.jp